

別表

国実施要綱に基づいて実施する取組

分野	メニュー		東日本大震災農業生産対策交付金交付率	宮城県農業生産早期再興対策事業交付率	交付率	重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地競争力の強化	推進事業	(1) リース方式による農業機械等の導入	1 / 2 以内	東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率4分の1を乗じた額以内。ただし100,000千円を上限とする。	3 / 4 以内	1 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
		イ 農業機械					
		ロ 園芸用施設					
		(2) 生産資材の導入等	1 / 2 以内	東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率4分の1を乗じた額以内。ただし種苗（償却資産となるものを除く）、肥料（たい肥、液肥、葉面散布剤等含む）、農薬、培土、土壌改良資材等の消耗品は補助の対象としない。また、100,000千円を上限とする。	3 / 4 以内		
		イ 水稻育苗関係					
		ロ 水稻生産資材関係					
		ハ 園芸生産資材等関係					
	ニ 果樹植栽用資材関係						
	整備事業	(1) 耕種作物小規模土地基盤整備	1 / 2 以内	農業用施設等の整備・修繕については東日本大震災農業生産対策交付金補助対象事業費に補助率4分の1を乗じた額以内。ただし100,000千円を上限とする。	3 / 4 以内	1 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
		(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	1 / 2 以内				
(3) 耕種作物共同利用施設整備		1 / 2 以内					
(4) 畜産物共同利用施設整備		1 / 2 以内					